

仕様書

1 業務名

東京圏向け“さが暮らしセミナー”企画運営業務委託

2 目的

人口減少社会を迎え、このままでは地域の活力低下が懸念されることから、県外の方に本県の良さを知ってもらい、移り住んでもらうための取組を促進する必要がある。

本県では、移住促進の取組の一環として、認定 NPO 法人ふるさと回帰支援センターとの共催で、移住先としての本県での暮らしを訴求する「さが暮らしセミナー」を毎年度実施している。今年度は本業務も含めセミナー企画運営業務を計3回程度公募することを予定しており、本業務は第1回目のセミナー企画運営業務公募である。

昨年度も外部委託によりセミナーを複数回開催したが、参加者がセミナー後の新規相談に至らず、当該事業の目的を十分に果たせなかったことが大きな課題であると認識している。

以上を踏まえ、本委託業務においては、外部委託による民間企業等のノウハウや技術力を活かし、移住先としての本県の魅力や暮らしやすさを伝えるセミナーイベントを開催し、県外在住者（特に東京圏在住者）に参加してもらうことで、本県の暮らしの良さの認知拡大、ひいては新規相談者数の増加につなげることを目的とする。

3 本業務のターゲットについて

本業務のターゲットは県外在住者（主に東京圏在住者）とすること。特に都市部での暮らしよりも地方での暮らしに興味関心がある者をメインターゲットとしてセミナーを開催すること。

4 本業務委託の契約期間

契約締結の日から令和8年1月31日（土）まで

5 業務内容

本業務委託の内容は、以下の業務とする。

（１）“さが暮らしセミナー”の実施

① 企画に関する事項

ア 企画内容

- ・移住先としての本県の魅力や暮らしやすさを伝えるセミナーを開催すること。
- ・企画内容による集客効果も意識し、これまで本県又は移住に対しても関心がなかった人でもセミナーに参加してみたいと思えるような企画内容とすること。
- ・佐賀県の良さが十分に伝わるようセミナーのゲスト登壇等を企画に盛り込む

こと。ゲストについては、テーマに合わせて佐賀の良さ、暮らしをアピールできる点をふまえて人選を行うこと。

・企画の実施に当たっては、佐賀県及び共催となる認定 NPO 法人ふるさと回帰支援センターと十分に協議すること。

イ 開催日

・契約期間内で実施効果の高い開催日程を設定すること。最終的な開催日時は県と協議の上で決定すること。

・認定 NPO 法人ふるさと回帰支援センターのセミナールームを使用する場合は、休館日となる月曜日及び祝日の開催は不可とする。

ウ 開催方法

オンライン開催、又はオフライン・オンラインのハイブリッド形式とすること。

エ 会場

・オフライン会場やオンラインの配信会場については、認定 NPO 法人ふるさと回帰支援センターのセミナールーム（東京都千代田区有楽町 2-10-1 東京交通会館 8 階）を使用すること。ただし、セミナールームの使用条件等により企画したセミナーが十分に実施できない場合は、受託者が確保した別の会場を利用することも可能とする。

・会場予約、設備・機材等の調達は受託者が行い、会場使用料は委託料に含めるものとする。会場使用料及び予約方法については 4 月 21 日（月）開催のオリエンテーションで説明予定であり、県へ個別に問合せを行うことも可能とする。

オ 開催回数

セミナーの開催回数は 1 回以上とする。受託者において効果的な開催回数を設定し実施すること。

カ 参加費

イベントの参加費は無料とする。ただし、参加者へのお土産等を準備する場合はその分の費用の全部または一部の負担を参加者に求めることも可能とする。参加者の費用負担を設ける場合は、佐賀県と協議の上、セミナー開催にあたり効果的な金額を設定すること。

キ 参加者へのアンケート調査

セミナー参加者からのアンケート回収を必須とし、アンケートの内容及び実施方法は、佐賀県と協議の上決定すること。

また、集計・分析した結果は佐賀県の求めに応じ随時報告し、最終的に業務完了報告書にて分析結果を報告すること。

② セミナー運営に関する事項

ア 運営人員の確保及び連絡系統の整備

セミナーの運営に必要なかつ適切な人員の確保及び配置を行うこと。また、セミナー当日の現場における連絡系統を明らかにし、混乱が生じないように

すること。

イ マニュアル等の作成

運営に必要な事項を記載したマニュアル等を作成し、実施当日の1週間前後を目安に関係者へ送付すること。

ウ 事前申込の管理等

原則として事前申込を受け付けるものとし、申込受付の仕組みづくり、申込者の管理、参加者の抽選・結果連絡、参加者との連絡調整等に関する業務を行うこと。

なお、申込数等は佐賀県の求めに応じ随時報告すること。

エ 参加者数の把握

申込者数、参加者数を適切に把握すること。また、申込者がどの媒体をきっかけに申込のアクションに至っているのか分析を行い、業務完了報告書にて分析結果を報告すること。

オ 安全対策

実施に当たっては、安全対策を講じることとし、必要に応じてイベント保険等への加入を行うこと。

(2) セミナーの広報・集客に関する事項

ア 広報展開

本事業のターゲットに留意し、後述の目標を達成するための有効な媒体、効果的な広報を計画し、実行すること。

具体的な広報の手法については提案書に記載すること。

イ アイキャッチ画像の作成

本県及び共催者である、ふるさと回帰支援センターHP、佐賀県移住情報ポータルサイト「サガスマイル」、その他県で所有する広報媒体に掲載するためのアイキャッチ画像（880×587px、1200×600px）を作成すること。

(3) その他

- ・企画内容または運営等により、ノベルティや飲食だけが目当ての者が参加する可能性はできるだけ排除すること。
- ・上記のほか、当業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な業務を行うこと。

6 本業務委託における目標

- ・セミナー参加者数が100人以上（※複数回の開催とする場合は、その合計による。ただし、重複参加者はダブルカウントしない。）
- ・セミナー後のさが移住サポートデスクへの新規相談者数が、セミナー参加者の1割程度を目標とする。

7 本業務委託の業務遂行体制等

(1) 体制及び要員に関する要件

① プロジェクト体制

- ・本業務委託の遂行に関するプロジェクト実施体制を敷くこと。
- ・外部組織、協力会社などが存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にすること。

② 組織管理・コミュニケーション管理方法

本業務委託におけるプロジェクト組織の管理方法、組織間・組織内のコミュニケーション管理方法についてあらかじめ佐賀県と合意すること。

(2) 打合せ・報告に関する要件

受託者は、本業務委託のスケジュール等に十分配慮し、佐賀県との打合せ・報告等を主体的に行うこと。

受託者は、本業務委託の実施に当たり、佐賀県と行う打合せ、報告等に関する議事録を作成し、佐賀県にその都度提出して内容の確認を得るものとする。

8 その他の留意事項

- ・委託業務の実施にあつては、佐賀県と十分協議するとともに、責任者を明確にし、業務に係る佐賀県からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- ・本業務委託の全部又は一部を再委託することは認めない。ただし、あらかじめ佐賀県から承諾を得た場合は、この限りではない。
- ・本事業の実施における受託者による第三者(本県及び受託業者以外の者)への損害は、受託者が弁償又は賠償すること。
- ・本事業において、第三者が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- ・本事業において作成される成果物の著作権については、全て佐賀県に帰属する。ただし、企画競争時の著作物についての著作権は除く。また、本事業で作成された成果物への著作者人格権は行使しないものとする。

9 本業務委託の委託上限額

- 1 事業に要する経費は3,000千円以内(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

10 本業務委託の完了報告

委託業務完了後直ちに、業務完了報告書を提出すること。

11 本業務委託の委託料の支払

完了払い